練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会提言【概要版】

第1 はじめに

練馬区教育委員会は、児童生徒性暴力事案が3年連続して起こったこと、現役校長による他に例を見ない事案があり、その発覚が過去に在籍していた元生徒からの申告であったこと、加えて3つの事案すべて法律の成立以降に発覚していることを重視し「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」(以下、委員会)を設置し、「性暴力のない学校」を実現するための方策の検討を委員会に依頼した。

第2 委員会の基本的な方針

委員会では、以下の3つの事案について検証し、「事案発覚に至る 経緯等」「初動対応」「性暴力の防止対策や発見後の対応」等の検討を 進めることとした。

事案 1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮

発生日:令和3年12月

概要:連絡用黒板のチョーク置きにスマートフォンを置

き、3年生女子児童の着替えを盗撮した。当該職員

は建造物侵入により有罪となった。

事案2 区立中学校教諭の逮捕

発生日:令和4年5月

概 要:清掃の時間、男子生徒をトイレの個室に追い込み、

ズボンの上から男子生徒の股間をつかんだ。当該教 員は強制わいせつ罪により逮捕された。その後、当

該教員は自死した。

事案3 区立中学校校長の逮捕

逮捕日:令和5年9月

概要:過去に当該校長から被害を受けた方が東京都の第三

者相談窓口に相談したことで、本件が発覚した。当

該校長は児童ポルノ禁止法違反及び準強姦致傷の

容疑で逮捕された。

第3 児童生徒に対する性暴力の発覚の困難さ

- ○学校においては圧倒的な権力関係が存在していることに関する 理解が十分ではなかったこと
- ○性暴力についての理解が十分ではなかったこと
- ○「服務違反」という認識が中心で、性暴力が「人権侵害」という 意識が希薄だったこと
- ○被害者が被害を受けた認識を持つことができなかったこと
- ○被害者が被害申告・相談する窓口が制度的に存在していなかったこと
- ○教員による「違和感」を共有する仕組みや風土が存在していなかったこと

第4 教職員による児童生徒性暴力等防止に向けた取組

令和3年 6月・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に 関する法律」の周知

令和4年 6月・生命(いのち)の安全教育の実施(小中各1校)

7月・服務事故防止月間の実施「児童生徒性暴力等の防止」

12月・「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」(練馬区対応フロー)の周知

令和5年 1月・練馬区対応フローの改訂

4月・「性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」 の作成(都)

5月・区独自性暴力等防止強化月間の開催

7月・服務事故防止月間の実施「児童生徒性暴力等の防止」

11月・校内環境の点検(空き教室や教科準備室など)

12月・区独自性暴力等に関する第三者相談窓口の開設相談フォーム、メール 心理士による電話相談

・服務事故防止月間の実施「体罰・不適切な指導・暴言の防止」

令和6年 5月・区独自性暴力等防止強化月間の開催

7月・服務事故防止月間の実施「児童生徒性暴力等の防止」

第5 提言

1 性被害の発生を防止するために

(1) 性暴力に関する理解の浸透の重要性

「これまでの練馬区での事案やその対応を確認すると、『性暴力』 についての適切な認識及び『性暴力』は被害者に対する著しい 人権の侵害であるという認識が不足しており、被害者視点から の対応も欠けているように見受けられる。児童生徒への『性暴 力』が、児童生徒の人格形成や社会性の発達にも重大な悪影響 を与えるということを、改めて周知することが重要である。」

(2)「性暴力」が発生しない、発生させないための風土づくり

【教職員への研修による意識改革】

「現在、性暴力に関しては『生命(いのち)の安全教育』が学校 に導入されているが、児童生徒が学ぶべき内容の背景を、まず 大人である教職員が学ばなければ、児童生徒に不適切な知識を 伝達することになりかねない。」

【児童生徒への人権と性に関する教育】

「児童生徒が教職員から性暴力を受けたとき、児童生徒自身が 『被害に気が付いて』『ノーという』あるいは『誰かに相談す る』ためには、何が『性暴力』であるかに気が付かなければな らない。そのために、児童生徒に対する『性暴力』についての 定期的な教育は極めて重要である。」

【教職員にとっての安全な組織の整備及び「性暴力」を発生させないための取組】

2 性暴力が発覚した後の対応について

- (1) 相談窓口の整備・マニュアルの改訂
- (2)被害者への支援、二次被害の防止の重要性
- (3) 性暴力が生じた場合の適切な対応

【被害児童生徒からの聞き取り、被害児童生徒への対応について】

【関係機関との連携強化について】

【誹謗中傷対策】

【加害者である教職員への厳正な対応】

3 あるべき研修の例

「『自分の身体は自分のもの、同意なき接触は性暴力であること、 人と人との関係において立場の違いはあれど対等・平等であるこ と』などが広く理解されていないことは、大きな問題である。性 暴力やその後に起こる誹謗中傷の問題も、そこに根本原因があ る。そしてそれを解決するのはやはり教育以外にはないと考え る。」

- (1) 児童生徒に対する性教育
- (2) 教職員、保護者に対する研修
- (3) 研修内容について

「今後はプログラム策定委員会を立ち上げ、練馬区独自の『人権 を基盤にした教育・研修プログラム』の作成をお願いしたい。」

第6 おわりに

練馬区では、性暴力防止のための対応が進んできている。発見のために重要な窓口も独自で開設し、発見の風土を醸成するための教職員研修や児童生徒に対する「生命(いのち)の安全教育」の全校実施も進んでいる。また、発見後の練馬区対応フローも整備されている。

ただ、制度=「うつわ」ができても、その「うつわ」の運用が、「人権」に基づいて行われなければ、「児童生徒を性暴力から守る」という理念が理念で終わり、実際の児童生徒を守ることにはつながらない。

学校が児童生徒の尊厳を守り、平等な場所で、しかも成長発達権を保障する場であるために、私たちは研修がとても重要だと考えた。今必要なのは、「学校が性加害を生まない風土づくり」であり、そのためには、適切なプログラムが欠かせない。練馬区独自の研修・教育プログラムを作成し、それに沿って、繰り返し研修・教育を行うことが、今の練馬区に必要なことである。